

京都市高齢者福祉措置実施要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定措置

　第1節 特定措置の実施（第3条～第12条）

　第2節 特定措置の解除（第13条～第14条）

第3章 一般措置

　第1節 日常生活用具給付措置（第15条～第18条）

　第2節 養護老人ホーム入所措置（第19条～第23条）

　第3節 一般措置の解除等（第24条～第26条）

第4章 雜則（第27条～第32条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市老人福祉法施行細則（以下「市細則」という。）

第1条及び第2条の規定及び京都市老人福祉措置費徵収規則（以下「市徵収規則」という。）第6条の規定に基づき、老人福祉法（以下「法」という。）第10条の4第1項及び第2項並びに法第11条第1項の規定による措置（同項第3号に掲げるものを除く。以下同じ。）の実施及び法第11条第1項の規定による措置に要する費用の徵収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本市における法第10条の4第1項若しくは第2項又は法第11条第1項の規定による措置の実施については、法令（市細則及び市徵収規則を含む。）その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「支援対象高齢者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本市の区域内に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは現在地。以下「居住地等」という。）を有している65歳以上の者で、日常生活を支援する必要があるもの（以下「第1号支援対象高齢者」という。）
- (2) 本市の区域内に居住地等を有している40歳以上65歳未満の者であつて、介護保険法第7条第3項第2号に規定する特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を支援する必要があるもの（以下「第2号支援対象高齢者」という。）
- (3) 本市の区域内に居住地等を有している65歳未満の者であつて、特に

日常生活を支援する必要があると福祉事務所長（以下「所長」という。）が認めるもの

- 2 この要綱において、「要介護者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 要介護者（介護保険法第7条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）
 - (2) 要支援者（介護保険法第7条第4項に規定する要支援者をいう。以下同じ。）
 - (3) 事業対象者（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定するその他厚生労働省令で定める被保険者をいう。以下同じ。）
- 3 この要綱において、「特定措置事由」とは、法第10条の4第1項各号及び法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由に該当するものとして規定する次の各号に掲げる事由をいう。
 - (1) その者が、その者の家族等から虐待を受けていること（以下「第1号特定措置事由」という。）。
 - (2) その者が、認知症その他の理由により、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者（同法に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）又は同法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設（以下「特別養護老人ホーム」という。）との契約の当事者となることが著しく困難であると認められる状態にあり、かつ、その者に民法第8条の規定による成年後見人その他の代理人（以下「成年後見人等」という。）がないこと（以下「第2号特定措置事由」という。）。
- 4 この要綱において、「特定介護サービス利用困難者」とは、特定措置事由に該当することにより、次の各号に掲げる介護保険法によるサービス（以下「特定介護サービス」という。）を利用することが著しく困難である者をいう。
 - (1) 介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護及び第1号訪問事業（以下「訪問介護等サービス」という。）
 - (2) 介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、第1号通所事業及び介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所介護等サービス」という。）
 - (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等サービス」という。）
 - (4) 介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等サービス」という。）

- (5) 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等サービス」という。）
- (6) 介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設等サービス」という。）
- (7) 介護保険法に規定する複合型サービス
- 5 この要綱において、「特定措置」とは、次の各号に掲げるものをいい、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 訪問介護特定措置
次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第1号に規定する措置で、訪問介護等サービスに相当するものをいう。
- (2) 通所介護特定措置
次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第2号に規定する措置で、通所介護等サービスに相当するものをいう。
- (3) 短期入所生活介護特定措置
次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第3号に規定する措置で、短期入所生活介護等サービスに相当するものをいう。
- (4) 小規模多機能型居宅介護特定措置
次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第4号に規定する措置で、小規模多機能型居宅介護等サービスに相当するものをいう。
- (5) 認知症対応型共同生活介護特定措置
次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第5号に規定する措置で、認知症対応型共同生活介護等サービスに相当するものをいう。
- (6) 複合型サービス特定措置
次条第1項の規定に該当する者に対して法第10条の4第1項の規定により実施する同項第6号に規定する措置で、複合型サービスに相当するものをいう。
- (7) 特別養護老人ホーム入所特定措置
次条第2項の規定に該当する者に対して法第11条第1項の規定により実施する同項第2号に規定する措置で、介護福祉施設等サービスに相当するものをいう。
- 6 この要綱において、「居宅生活支援特定措置」とは、前項第1号から第6号までに掲げる特定措置をいう。

7 この要綱において、「一般措置」とは、次の各号に掲げるものをいい、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 日常生活用具給付措置

法第10条の4第2項の規定により、日常生活用具を給付する措置をいう。

(2) 養護老人ホーム入所措置

法第11条第1項の規定により実施する同項第1号に規定する措置をいう。

第2章 特定措置

第1節 特定措置の実施

(特定措置の対象者)

第3条 居宅生活支援特定措置を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当すると所長が認める者とする。

- (1) 第1号支援対象高齢者又は第2号支援対象高齢者であること。
- (2) 特定介護サービス利用困難者であること。
- (3) 要介護者等であること。
- (4) 居宅（法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム等」という。）における居室を含む。以下この章において同じ。）において日常生活を営んでいるものであること。

2 特別養護老人ホーム入所特定措置を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当すると所長が認める者とする。

- (1) 第1号支援対象高齢者又は第2号支援対象高齢者であること。
- (2) 特定介護サービス利用困難者であること。
- (3) 要介護者であること。
- (4) 居宅生活支援特定措置を実施しても、なお日常生活の維持が見込まれない者であること。

(手続の開始等)

第4条 所長は、特定措置を受けようとする者若しくはその者の親族その他の関係者からの申出に基づき、又は職権により特定措置の実施に関する手続を開始するものとする。

2 前項に規定する申出は、特定措置を受けようとする者の居住地等を管轄する所長に措置申出書（第1号様式）を提出して行うものとする。

3 前項の規定による申出は、京都市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を経由して行うことができるものとする。この場合における申出の効力は、当該包括支援センターへ措置申出書が提出されたときに生じるものとする。

4 措置申出書の提出を受けた包括支援センターは、速やかに当該措置申出書を、特定措置を受けようとする者の居住地等を管轄する福祉事務所に送付するものとする。

(生活状況等の調査)

第5条 所長は、特定措置を実施しようとするときは、当該特定措置の実施に関し必要な限度において、福祉事務所の職員若しくは前条第3項の規定により措置申出書を受け取った包括支援センターの職員に、特定措置に係る者の生活状況その他の特定措置を実施について必要な事項を調査させるものとする。

2 所長は、特定措置に係る者が正当な理由なく前項の規定による調査を拒んだときは、特定措置を実施しないものとする。

(居宅生活支援特定措置の決定)

第6条 所長は、第5条第1項の規定による調査の結果、特定措置に係る者が第3条第1項各号の規定に該当していると認められるときは、措置決定書(第2号様式)により、居宅生活支援特定措置を実施することを決定し、その者が同項各号の規定に該当していると認めないとときは、当該措置を実施しないことを決定するものとする。

2 所長は、居宅生活支援特定措置に係る者又はその者の居宅にいる者が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、前項の規定にかかわらず、措置を実施しないことを決定することができるものとする。

- (1) 介護を行うために派遣される者に対し暴行、脅迫その他これらに類する行為を行うことが明白であるとき。
- (2) その者が利用することとなる施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼすことが明白であるとき。
- (3) 医療法第1条の2に規定する病院その他の医療提供施設(以下「病院等」という。)に入院しているとき(外出又は外泊の許可を得てその者がその者の居宅にいる場合を含む。以下同じ。)又は医師がその者につき入院する必要がある旨の診断をしているとき。
- (4) 暴力行為、自傷行為その他の共同生活を営むことが著しく困難であると認められる行為が見られるとき。
- (5) 居宅生活支援特定措置を実施することが適当でないと所長が認めたとき。

(特別養護老人ホーム入所特定措置の決定)

第7条 所長は、第5条第1項の規定による調査の結果、特定措置に係る者が第3条第2項の規定に該当していると認めるときは、措置決定書(第2号様式)により、特別養護老人ホーム入所特定措置を実施することを決定し、その者が同項の規定に該当していると認めないとときは、当該措置を実施しないことを決定するものとする。

2 所長は、特別養護老人ホーム入所特定措置に係る者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム入所特定措置を実施しないことを決定することができるものとする。

(1) 病院等に入院しているとき、又は医師がその者につき入院する必要がある旨の診断をしているとき。

(2) その他 特別養護老人ホーム入所特定措置を実施することが適当でないと所長が認めるとき。

(居宅サービス計画の作成等の依頼等)

第8条 所長は、第6条第1項の規定により居宅生活支援特定措置を実施することを決定したときは、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業者に、同法に規定する居宅サービス計画を作成すること、若しくは同法に規定する指定介護予防支援事業者に、同法に規定する介護予防サービス計画を作成すること、又は包括支援センターに同法に規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を実施することを居宅・施設サービス計画作成等依頼書（第3号様式。以下「計画作成依頼書」という）により依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は包括支援センターは、居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成又は介護予防ケアマネジメントを実施するときは、第2条第4項第1号から第5号までに掲げる特定介護サービスにより、その者の居宅における生活の維持及び向上に資すると認められるものを、その者に係る介護保険法の規定による居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第16条の規定による支給限度額を限度として作成するものとする。この場合において、所長は、必要と認めるときは、福祉事務所の職員に居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントの実施を監理させるものとする。

3 第1項の規定による依頼を受けた指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は包括支援センターは、居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成又は介護予防ケアマネジメントを実施したときは、速やかに当該計画を記載した書面を所長に提出し、所長の承認を受けるものとする。

4 前項に規定する居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの実施（所長が適切なものであると承認したものに限る。）は、第11条第1項に規定する居宅生活支援特定措置実施計画とみなす。

5 所長は、特定措置を実施しようとするとき、その者が要介護者又は要支援者でない場合は、指定居宅支援事業者、指定介護予防支援事業者、包括

支援センター又は特別養護老人ホームに対し、介護保険法第27条1項の規定による手続、同法第32条1項の規定による手續又は京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第20条の規定による手續等に係る援助を計画作成依頼書（第3号様式）により依頼するものとする。

（施設サービス計画等の作成の依頼等）

第9条 所長は、第7条第1項の規定により特別養護老人ホーム入所特定措置を実施することを決定したときは、介護支援専門員に介護保険法に規定する地域密着型施設サービス計画又は施設サービス計画（以下「施設サービス計画等」という。）を作成することを計画作成依頼書（第3号様式）により依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた特別養護老人ホームの介護支援専門員は、施設サービス計画等を作成するときは、当該特別養護老人ホームにおける当該特定措置に係る者の生活の維持及び向上に資すると認められるものを作成するものとする。この場合において、所長は、必要と認めるときは、福祉事務所の職員に施設サービス計画等の作成を監理させるものとする。

3 第1項の規定による依頼を受けた特別養護老人ホームは、施設サービス計画等を作成したときは、速やかに当該計画を記載した書面を所長に提出し、所長の承認を受けなければならないものとする。

4 所長は、特定措置を実施しようとするとき、その者が要介護者又は要支援者でない場合は、指定居宅支援事業者、指定介護予防支援事業者、包括支援センター又は特別養護老人ホームに対し、介護保険法第27条1項の規定による手續又は同法第32条1項の規定による手續等に係る援助を計画作成依頼書（第3号様式）により依頼するものとする。

（決定等の通知）

第10条 所長は、第6条第1項の規定により居宅生活支援特定措置の実施に関する決定をしたときは、その旨を措置決定等通知書（第4号様式。措置を実施する決定であるときは、次条第1項に規定する居宅生活支援特定措置実施計画を記した書面を添付）により、当該支援対象高齢者及び当該特定措置に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は包括支援センター（当該決定が措置を実施する旨の決定であるときにあっては、これらの者に加えて当該特定措置を実施することとなる指定居宅サービス事業者等）に通知するものとする。

2 所長は、第7条第1項の規定により特別養護老人ホーム入所特定措置の実施に関する決定をしたときは、その旨を措置決定等通知書（第4号様式）により、当該支援対象高齢者及び当該措置を実施することとなる特別養護老人ホームに通知するものとする。

(特定措置の実施等)

第11条 所長は、第6条第1項の規定により居宅生活支援特定措置を実施することを決定したときは、その者につき居宅生活支援特定措置の実施に関する計画（以下「居宅生活支援特定措置実施計画」という。）を定め、同計画に基づき当該特定措置を実施し、又は措置等委託書（第5号様式）により指定居宅サービス事業者等に当該特定措置の実施を委託するものとする。

2 所長は、第7条第1項の規定により特別養護老人ホーム入所特定措置を実施することを決定したときは、当該特定措置を実施し、又は措置等委託書（第5号様式）により特別養護老人ホームに当該特定措置の実施を委託するものとする。

3 前2項の規定により特定措置の実施を委託された指定居宅サービス事業者等及び特別養護老人ホームの長は、当該委託に係る特定措置の実施の諾否を措置受託等回答書（第6号様式）により当該所長に回答しなければならない。

(緊急時の特例)

第12条 所長は、第3条に規定する者につき、緊急に特定措置を実施する必要があると認めるときは、第6条から第10条までに規定する手続を経ずに特定措置を実施する。

2 所長は、前項の規定により緊急に特定措置を実施したときは、当該特定措置を実施した後速やかに第6条から第10条までに規定する手続を行わなければならない。

第2節 特定措置の解除

第13条 所長は、以下の各号に該当する場合、特定措置の解除を措置決定書（第2号様式）により決定する。

- (1) 特定措置に係る者が本市の区域を越えて居住地等を移したとき
- (2) 特定措置に係る者又はその者の成年後見人等（その者に係る特定措置事由が第2号特定措置事由であるときに限る。）から当該特定措置の解除の申出があったとき
- (3) 居宅生活支援特定措置に係る者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) 特別養護老人ホーム入所特定措置に係る者が第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (5) 居宅生活支援特定措置に係る者が第6条第2項各号のいずれかに該当していると認めるとき
- (6) 特別養護老人ホーム入所特定措置に係る者が第7条第2項各号のいずれかに該当していると認めるとき

- (7) 特定措置に係る者が第5条第1項の規定による調査の過程において、虚偽の申告をしていたことが明らかとなつたとき
(解除理由の説明等)

第14条 所長は、前条の規定により特定措置を解除しようとするときは、法第12条の規定により、当該特定措置に係る者に対し措置の解除の理由について説明するとともにその者の意見を聴かなければならない。この場合における措置の解除の理由の説明等の具体的な手続は、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令（平成6年9月27日厚生省令第62号）に定めるところによる。

- 2 所長は、第13条の規定により特定措置の解除を決定したときは、解除の理由を付してその旨を措置決定等通知書（第4号様式）により当該特定措置に係る者及び当該措置の実施を委託していた指定居宅サービス事業者等若しくは特別養護老人ホームに通知するものとする。

第3章 一般措置

第1節 日常生活用具給付措置

（日常生活用具給付措置により給付する物品等）

第15条 日常生活用具給付措置により給付する物品は、次の表の左欄に掲げるものとし、給付する物品の数は、同表の左欄に掲げる物品の区分に応じ同表の右欄に掲げる数以下とする。

電磁調理器	1台
自動消火器	1台

- 2 日常生活用具給付措置を受けることができる者は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当していると所長が認める支援対象高齢者とする。

(1) 電磁調理器 次に掲げる要件

ア その者が生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているもの（以下「被保護者等」という。）であること、又はその者が属する世帯の生計中心者の前年所得に係る市民税（当該措置に係る手続を開始した日が1月から6月までの間に属する場合において、当該生計中心者の前年所得に係る市民税が非課税である旨を証するものがないときには、前々年所得に係る市民税）が非課税であること。

イ その者が、次に掲げる世帯（常に1日のうち8時間以上これらと同

等の状態になることが明らかな世帯を含む。以下「単身高齢者世帯等」という。) のいずれかに属している者であること。

(ア) その者だけで構成される世帯

(イ) 支援対象高齢者（その者を含む。）及び65歳以上の者だけで構成される世帯

(ウ) 支援対象高齢者（その者を含む。）及びその者の介護ができる状態にない者だけで構成される世帯

ウ その者が、次のいずれかに該当していると所長が認める者であること。

(ア) 要介護者等で、電磁調理器以外の調理器を使用すれば火災を発生させるおそれがある者であること

(イ) 認知症その他の理由により電磁調理器以外の調理器を使用すれば火災を発生させるおそれがある者であること

エ その者が、次に掲げる施設に入院、入居又は入所している者でないこと。

(ア) 病院等

(イ) 介護保険法に規定する特定施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）

(ウ) 認知症対応型共同生活介護実施施設

(エ) 介護保険法に規定する介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

(2) 自動消火器 次に掲げる要件

ア その者が、前号アに規定する者であること。

イ その者が、単身高齢者世帯等に属している者であること。

ウ その者が、次のいずれかに該当していると所長が認める者であること。

(ア) 要介護者等で、火災の際に機敏な行動を取ることが困難である者

(イ) 身体上若しくは精神上の障害により、火災の際に機敏な行動を取ることが困難であるもの

エ その者が、前号エに規定する者であること。

3 所長は、日常生活用具給付措置を実施する場合において、当該措置に係る者に居宅生活支援特定措置実施計画があるときは、その計画に日常生活用具給付措置により給付した物の名称を記載するものとする。
(手続の開始等の規定の準用)

第16条 日常生活用具給付措置の手続の開始及び措置申出書の提出については第4条の規定を、日常生活用具給付措置に関する生活状況等の調査については第5条の規定を準用するものとする。
(給付等の決定等)

第17条 所長は、前条において準用する第5条第1項の規定による調査の結果、当該支援対象高齢者が第15条第2項各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、当該各号に掲げる物品を給付することを決定し、その者が同項各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる要件に該当していると認めないとときは、当該各号に掲げる物品を給付しないことを措置決定書（第2号様式）により決定するものとする。

2 所長は、前項の規定により日常生活用具給付措置実施に関する決定をしたときは、その旨を措置決定等通知書（第4号様式）により、当該支援対象高齢者に通知するものとする。

（給付等の実施等）

第18条 所長は、前条第1項の規定により日常生活用具給付措置を実施することを決定したときは、第15条第1項に掲げる表の左欄に掲げる物品を支援対象高齢者ごとに1の物品につき1回を限度として給付するものとする。ただし、当該物品に瑕疵があるとき、若しくは当該支援対象高齢者の責めに帰すことのできない事由により当該物品を使用することができなくなったときは、この限りでない。

2 第15条第1項に規定する物品等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる額以下のもので、同表の右欄に掲げる性能を有するものとする。

品名	限度額	性能等
電磁調理器	23,000円	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用することができるものであること。
自動火災消火器	40,000円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期の火災を消火することができるものであって、消防庁が自動消火器としての性能を有すると認定しているものであること。

第2節 養護老人ホーム入所措置

（養護老人ホーム入所措置の対象者等）

第19条 養護老人ホーム入所措置を受けることができる者は、養護老人ホーム入所基準（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」（以下「入所指針通知」という。）第5の1(1)及び(2)に規定する養護老人ホームに係る入所措置の基準をいう。以下同じ。）に該当していると所長が認める支援対象高齢者とするものとする。

2 養護老人ホーム入所措置の実施については、この要綱に定めのあるもののほか、市細則及び入所指針通知の定めるところによるものとする。

(手続の開始等の規定の準用)

第20条 養護老人ホーム入所措置の手続の開始、措置申出書の提出については第4条の規定を、養護老人ホーム入所措置に関する生活状況等の調査については第5条の規定を準用するものとする。

(入所判定委員会の意見の聴取)

第21条 所長は、次条第1項の規定により養護老人ホーム入所措置の実施に関する決定をしようとするときは、あらかじめ、前条において準用する第5条の規定による調査を行った者が作成した老人ホーム入所判定調査・審査票（京都市老人ホーム入所判定委員会及び入所判定審査会の設置、運営に関する要綱（以下「入所判定委員会要綱」という。）第2条に規定する老人ホーム入所判定調査・審査票をいう。）により、入所判定委員会（入所判定委員会要綱の規定による老人ホーム入所判定委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならないものとする。

2 所長は、次条第2項の規定により養護老人ホーム入所措置の継続に関する決定をしようとするときは、当該措置を委託している養護老人ホームが作成した老人ホーム入所者状況報告書（入所判定委員会要綱第9条の規定に基づき定められた入所判定委員会の運営等の事務要領4(1)に規定する老人ホーム入所者状況報告書をいう。）により、必要に応じて入所判定委員会の意見を聞くものとする。

(措置の決定等)

第22条 所長は、入所判定委員会要綱第2条第1項の規定による報告が養護老人ホーム入所措置を必要と認めるものであるときは、当該措置を実施することを決定し、必要と認めるものでないときは、当該措置を実施しないことを老人保護措置費及び費用徴収額決定書（第7号様式）により決定するものとする。

2 所長は、入所判定委員会要綱第2条第1項の規定による報告が養護老人ホーム入所措置の継続を必要と認めるものであるときは、当該措置を継続することを決定し、必要と認めるものでないときは、当該措置を継続しないことを老人保護措置費及び費用徴収額決定書（第7号様式）により決定するものとする。

3 養護老人ホーム入所措置に関する決定の通知については、第10条第2項の規定を準用するものとする。

(養護老人ホーム入所措置の実施)

第23条 所長は、前条第1項の規定により養護老人ホーム入所措置を実施することを決定したときは、措置等委託書（第5号様式）により養護老人ホームに当該措置の実施を委託するものとする。

- 2 所長は、前条第2項の規定により養護老人ホーム入所措置の継続を決定したときは、措置等委託書（第5号様式）により当該継続に係る措置を委託していた養護老人ホームに継続して当該措置の実施を委託するものとする。
- 3 前2項の規定により措置の実施を委託された養護老人ホームの長は、当該委託に係る措置の実施の諾否を措置受託等回答書（第6号様式）により当該所長に回答しなければならない。

第3節 一般措置の解除等

第24条 所長は、一般措置に係る者又はその者の成年後見人等（当該一般措置に係る者が第2号特定措置事由に該当するときに限る。）から当該一般措置の解除の申出があったときは、当該一般措置の解除を措置決定書（第2号様式）により決定することができるものとする。

- 2 所長は、一般措置に係る者が第16条又は第20条の規定において準用する第5条の規定による調査の過程において、虚偽の申告をしていたことが明らかとなつたときは、当該一般措置の解除を措置決定書（第2号様式）により決定することができるものとする。

（給付物品の返還等）

第25条 所長は、日常生活用具給付措置に係る者が第17条の規定において準用する第5条の規定による調査において、虚偽の申告をしたことが明らかになつたときは、日常生活用具給付措置により給付した物品の返還を命じること、その他の必要な措置を講じることができるものとする。

（解除理由の説明等）

第26条 一般措置の解除に関する説明については、第14条の規定を準用するものとする。

第4章 雜則

（特定措置等に要する費用の徴収）

第27条 特定措置及び養護老人ホーム入所措置に要する費用の徴収については、市徴収規則の定めるところによる。

- 2 所長は、特定措置に係る費用徴収の額については、老人福祉法による老人保護措置費費用徴収額決定通知書（第8号様式）により、当該措置を受けた者に通知する。
- 3 所長は、養護老人ホーム入所措置に要する費用の徴収については、老人福祉法による措置兼費用徴収額決定通知書（第9号様式）により、当該措置を受けた者及びその主たる扶養義務者に通知するものとする。

（日常生活用具給付措置等に要する費用の支弁）

第28条 日常生活用具給付措置に要する費用は、本市が支弁する。

(葬祭の委託等)

第29条 所長は、法第11条第2項の規定により特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに葬祭を委託するときは、措置等委託書（第5号様式）により当該特別養護老人ホーム又は養護老人ホームの長に委託するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた特別養護老人ホーム又は養護老人ホームの長は、その諾否を措置受託等回答書（第6号様式）により当該所長に回答しなければならない。

(事情変更の届出)

第30条 特定措置若しくは一般措置に係る者（以下「特定措置に係る者等」という。）又はそれらの者の親族その他の関係者は、特定措置に係る者等が次の各号のいずれかに該当したとき、又は措置申出書の記載事項に変更があったときは、速やかに当該特定措置又は一般措置の実施を決定した所長に届け出るものとする。

- (1) 特定介護サービス利用困難者でなくなったとき。
- (2) 病院等への入院が1月を超えると見込まれるとき。
- (3) 居宅生活支援特定措置に係る者にあっては、居宅において日常生活を営むことがなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該特定措置又は一般措置を受ける必要がなくなったとき。

2 所長は、前項の規定による届出があった場合において、特定措置若しくは一般措置を変更し、又は解除する必要があると認めるときは、速やかに措置を変更し、又は解除するものとする。

3 所長は、前項の規定により特定措置又は一般措置を変更したときは、速やかにその旨を措置決定等通知書（第4号様式）により当該措置に係る者及び当該措置の実施を委託していた指定居宅サービス事業者又は特別養護老人ホーム若しくは養護老人ホームに通知するものとする。

(市内移転した者の取扱い)

第31条 所長は、特定措置に係る者等が福祉事務所の所管区域を越えて他の福祉事務所の所管区域（本市の区域内にある福祉事務所に限る。）に居住地等を移したことを見たときは、速やかに移転後の居住地等を所管する所長にその旨を連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡を受けた所長は、速やかに当該連絡に基づき当該特定措置に係る者につき必要な事務を行うものとする。

(補則)

第32条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- (要綱の廃止)
 - 2 この要綱の施行に伴い、次の各号に掲げる要綱は廃止する。
 - (1) 京都市家庭奉仕員派遣事業実施要綱及び京都市老人・障害者家事介護援助員派遣事業実施要綱
 - (2) 京都市老人デイサービス事業実施要綱
 - (3) 京都市在宅高齢者訪問入浴サービス事業実施要綱
 - (4) 京都市老人短期入所運営事業実施要綱
 - (5) 京都市痴ほう対応型老人共同生活援助事業実施要綱
 - (6) 京都市重度身心障害児者及び老人日常生活用具給付等要綱
 - (従前の措置の効力等)
 - 3 平成12年3月31日までに介護保険法施行法の規定により改正される前の法（以下「改正前の法」という。）第10条の4第1項又は法第11条第1項の規定による措置を受けている者で、第4条の規定に該当しないものに係る当該措置の効力は、介護保険法施行法の規定により改正された法の施行により、その効力を失ったものとして取り扱うものとする。
 - 4 平成12年3月31日までに改正前の法第10条の4第2項の規定による措置として特殊寝台、車いす又は移動用リフトの貸出しを受けていた者に係る当該措置の効力は、平成12年4月1日以降その効力を失ったものとして取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。
- (経過措置)
 - 2 この要綱の施行日前の申請に係る別表の物品等の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- (経過措置)
 - 2 この要綱の施行日前の申請に係る改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱第33条第3項の規定については、なお従前の例による。
 - 3 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成

16年4月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成16年3月31日までの申請に係る措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日以前の申請に係る日常生活用具貸与措置決定があつた者については、平成20年4月1日に施行された京都市高齢者福祉措置実施要綱第20条第2項の規定により利用の決定があつたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日以前の申請に係る日常生活用具貸与措置決定があつた者については、平成20年6月30日までの間に西日本電信電話株式会社から請求があつた、第33条第3項に規定する使用者が支払わなければならない費用のうち、通話料を除く費用の負担を要しないものとする。

4 前項及び第2項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日以前の申請に係る日常生活用具貸与措置決定があつた者については、平成20年6月30日までの間に西日本電信電話株式会社から請求があつた、第33条第3項に規定する使用者が支払わなければならない費用のうち、60度数を超える通話料を除く費用の負担を要しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成20年7月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成20年6月30日までの申請に係る措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成21年7月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成21年6月30日までの申請に係る措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成22年4月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成22年3月31日までの申請に係る措置のうち日常生活用具貸与措置については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までに日常生活用具貸与措置を受けた者が本市の区域内に移動した場合における日常生活用具貸与措置については、平成22年4月1日以後についても、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の京都市高齢者福祉措置実施要綱の規定は、平成24年4月1日以降の申請に係る措置について適用し、平成24年3月31日までの申請に係る措置のうち日常生活用具貸与措置については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに日常生活用具貸与措置を受けた者が本市の区域内に移動した場合における日常生活用具貸与措置については、平成24年4月1日以後についても、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の申請に係る措置については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに日常生活用具貸与措置を受けた者が本市の区域内に移動した場合における日常生活用具貸与措置については、平成26年4月1日以後についても、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

措置申出書

(宛先)	福祉事務所長様	年月日
申出者の住所	申出者の氏名（対象者との続柄） 連絡先	

京都市高齢者福祉措置実施要綱第4条第2項の規定により措置の実施を申し出ます。

措置対象者の住所 <input type="checkbox"/> 申出者と同じ		措置対象者の氏名 <input type="checkbox"/> 申出者と同じ					
希望する措置の種類	特定措置	<input type="checkbox"/> 居宅生活支援特定措置 (ヘルパー派遣、ショートステイ等)		家族状況	同居家族 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム入所特定措置			氏名	年齢	続柄
		<input type="checkbox"/> 上記の2つの特定措置のどちらか					
一般措置	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付措置 (電磁調理器、自動消火器)						
	<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム入所措置						
措置が必要な理由	特定措置を希望する理由						
	<input type="checkbox"/> 家族等から虐待を受けているため						
	<input type="checkbox"/> 認知症その他の理由により、契約の当事者となることが著しく困難な状態で、民法第8条に規定する成年後見人その他の代理人がいないため						
	<input type="checkbox"/> その他						
	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付措置を希望する理由						
必要と思われる用具		<input type="checkbox"/> 電磁調理器	<input type="checkbox"/> 自動消火器				
<input type="checkbox"/> 養護老人ホーム入所措置を希望する理由							

申出の際には、措置対象者が属する世帯の方それぞれの所得税額及び市民税額の分かる書類を添付してください。添付しない場合は、以下の課税状況等調査同意欄に記名してください。

私は、京都市高齢者福祉措置実施要綱第15条第2項及び第19条に規定する要件を確認するために、私が属する世帯の課税状況、生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給状況を調査されることに同意します。	
<input type="checkbox"/> 私は、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な介護、福祉サービスの提供を受けるため、京都市が実施する各種サービスの受給に関する情報について、京都市から居住地域を担当する「地域包括支援センター」（京都市が高齢者を総合的に支援するために事業運営を委託している介護保険法上の公的な機関）へ提供することに同意します。	
氏名（記名）	
※地域包括支援センターへ情報提供することに同意していただける方は□に✓を記入してください。	

第2号様式（第6条、第7条、第13条、第17条及び第24条関係）

措置決定書

申出書受理日		受理番号	
--------	--	------	--

京都市高齢者福祉措置実施要綱		の規定により	
措置対象者の住所	氏名 連絡先		
要介護認定等の有無	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護		
措置内容			
特定措置の場合のサービス計画等作成依頼先			

調査確認事項	日常生活の状況				家族の状況			
	歩行	<input type="checkbox"/>	自立	<input type="checkbox"/>	一部介助	<input type="checkbox"/>	全介助	
	食事	<input type="checkbox"/>	自立	<input type="checkbox"/>	一部介助	<input type="checkbox"/>	全介助	
	衣類	<input type="checkbox"/>	自立	<input type="checkbox"/>	一部介助	<input type="checkbox"/>	全介助	
	認知症の有無及び状態							
	認知症	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無			
	状態							
	<input type="checkbox"/> 記憶障害							
	程度							
<input type="checkbox"/> 問題行動								
内容								
日常生活の状況								
要介護認定の状況								
<input type="checkbox"/> 要介護認定依頼日								
年 月 日								
<input type="checkbox"/> 認定結果報告日								
年 月 日								
<input type="checkbox"/> 要介護認定								
調査・確認の結果、								

起案	
実施予定	
決定	

所長	課長	係長	係員

第3号様式（第8条、第9条関係）

居宅・施設サービス計画作成等依頼書

(宛先)				
様	福祉事務所長 印 連絡先 :			
京都市高齢者福祉措置実施要綱		の規定により下記の者について		
行っていただきますよう依頼いたします。				
措置対象者の住所	氏名 :			
	連絡先 :			
特定措置の内容 <input type="checkbox"/> 居宅生活支援特定措置 内容 : <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム入所特定措置 内容 :	家族状況	同居家族 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		DNA	年齢	続柄
措置が必要な理由				

注1 被措置者が要介護認定及び要支援認定を受けていない場合、介護保険法第27条又は同法第32条に規定される手続きについて援助してください。

- 2 居宅サービス計画の作成、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、介護保険法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度額、同法第55条第2項に規定する介護予防サービス費区分支給限度基準額又は総合事業実施要綱第16条の規定による支給限度額を限度として作成してください。
- 3 サービス計画を作成された場合には、速やかに福祉事務所へ提出し、所長の承認を受けてください。

第4号様式（第10条、第14条、第17条、第22条、第26条及び第30条関係）

措置決定等通知書

		●保健第●●●号	
(宛先)		年月日	
	様	福祉事務所長 (印) 連絡先：	
京都市高齢者福祉措置実施要綱 の規定により			
措置対象者の住所	0	氏名：	
		連絡先：	
措置内容			
特定措置の場合のサービス計画等作成依頼先	0		
<input type="checkbox"/> 措置しない理由 <input type="checkbox"/> 措置解除を行う理由 <input type="checkbox"/> 措置変更を行う理由			

注¹ 住所変更、電話番号その他申出書の記載事項に変更があった場合には、必ず届け出てください。

2 措置の必要がなくなった場合には、必ず届け出てください。

実施する措置の種類が、日常生活用具給付措置であるときは、別に交付する「日常生活用具給付券」（様式第4号の2、（以下「給付券」という。）を委託事業者³（給付券に記載しています。）へ提示し、上記の日常生活用具を受け取ってください。その際、日常生活用具と引き換えに、給付券を渡してください。

【教示】

上記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第10条、第14条、第17条、第22条、第26条及び第30条関係）関係者通知用

措置決定等通知書

(宛先)	年月日	
様	福祉事務所長 連絡先：	
京都市高齢者福祉措置実施要綱 の規定により		
措置対象者の住所	氏名：	
	連絡先：	
措置内容		
特定措置の場合のサービス計画等作成依頼先		
<input type="checkbox"/> 措置しない理由 <input type="checkbox"/> 措置解除を行う理由 <input type="checkbox"/> 措置変更を行う理由		
備考		

日常生活用具給付券

給付番号		発行年月日	年月日
対象者氏名			
住所			
給付する用具の名称	費用	公費負担額	
<input type="checkbox"/> 電磁調理器			
<input type="checkbox"/> 自動消火器			
合計			
委託する事業者名			
委託する事業者所在地			

上記のとおり決定する

年月日

福祉事務所長 (印)

受領年月日	年月日	受領者（対象者との続柄） 記名： ()
福祉事務所確認	年月日	担当者名
特記事項		

注意事項

- 1 この券を業者に提示して用具の給付を受けてください。
- 2 措置申出に当たり、虚偽の申告をしたことが明らかになったときは、給付した物品の返還を命じることその他の必要な措置を講じことがあります。

第5号様式（第11条・第12条・第23条・第29条及び第30条関係）

措置等委託書

(宛先)	年月日	
様	福祉事務所長 (印) 連絡先 :	
京都市高齢者福祉措置実施要綱 の規定により 下記の措置等を委託します。		
措置対象者の住所	氏名	
	連絡先	

委託する措置等の種類				
措置の期間	年月日 から 年月日 まで			
措置の内容				
備考				

第6号様式（第11条、第12条、第23条、第29条及び第30条関係）

措置受託等回答書

(宛先)	年月日
福祉事務所長様	連絡先

京都市高齢者福祉措置実施要綱		の規定により	
<input type="checkbox"/> 受託します。 委託された下記の措置等を <input type="checkbox"/> 下記の理由により受託しません			
措置対象者の住所		氏名	
		連絡先	
措置等の種類			
措置の期間	年月日	から	年月日 まで
措置を受託しない理由			
備考			

老人保護措置費及び費用徴収額決定書（第7号様式）

所長	課長	係長	係員

	種類	措置費基準月額	実施月の日割額	起案日
負担金	介護費			実施日
	居住費			
	食費			
	移送費			
	葬祭費			
	合計			決定日

	対象者	徴収基準月額	実施月の日割額	
費用徴収額	本人			氏名

決定理由 指導 開始 変更 廃止 却下

--

老人保護措置費及び費用徴収額決定書（第7号様式）

所長	課長	係長	係員

	種類	措置費基準月額	実施月の日割額	起案日
負担金	介護費			実施日
	居住費			
	食費			
	移送費			
	葬祭費			
	合計			決定日

	対象者	徴収基準月額	実施月の日割額	
費用徴収額	本人			氏名

決定理由 指導 開始 変更 廃止 却下

--

老人保護措置費費用徴収額決定通知書

年　月　日

様

福祉事務所長　　(印)

下記の者に係る老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に規定する措置に要する費用について、同法第28条の規定により徴収する額を下記のとおり決定したので通知します。

記

被措置者	住所		
	氏名		
施設名(事業者名)			
費用徴収額	年　　月分	円	
備考			

【教示】

上記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

老人福祉法による措置兼費用徴収額決定通知書

年 月 日

入所施設名	施設長様
入所者氏名	様

京都市 福祉事務所長 印

老人福祉法第11条第1項第1号の規定により次のとおり措置決定したので通知します。

実施年月日	年月日
措置決定の区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止

措置費

	措置費基準月額	実施月の日割額
一般生活費 (冬期加算を含む)	円	円
入院患者日用品費 (冬期加算を含む)		
被服費加算		
期末加算		
病弱者加算		
加算の特例		
事務費		
計		

決定理由

費用徴収月額

	徴収階層	徴収基準月額	実施月の(日割)徴収額	
入所者	階層			
主たる扶養義務者	階層			氏名

上記の決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があつた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があつた日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

老人ホーム費用徴収額決定通知書

年 月 日

様

京都市 福祉事務所長

老人ホーム入所者に係る老人福祉法第11条第1条第1項に規定する措置に要する費用について、京都市老人福祉措置費徴収規則第2条の規定に基づき、あなたから徴収する額を次のとおり決定したので通知します。

実施年月日	年月日
-------	-----

	徴収階層	徴収基準月額	実施月の (日割)徴収額		
主たる扶養義務者	階層	円	円		
入所者	階層	円	円	氏名	施設名

上記の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求することができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。